

○行方市社会体育施設条例

平成17年9月2日

条例第77号

改正 平成18年5月1日条例第37号

平成19年3月13日条例第15号

平成20年3月10日条例第17号

平成22年3月8日条例第4号

平成23年12月7日条例第25号

平成25年10月23日条例第36号

平成26年3月6日条例第8号

平成27年3月4日条例第10号

平成28年12月6日条例第31号

令和2年12月21日条例第32号

注 平成22年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 市民の体育及びレクリエーションその他社会教育の振興を図るため、行方市社会体育施設(以下「施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 施設は、常に良好な状態において管理し、その目的に応じて、最も効果的に運用されなければならない。

(職員)

第4条 施設に、施設の管理、運営及び社会体育事業実施のために、管理事務所長(以下「所長」という。)その他必要な職員を置く。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、教育委員会規則で定める申請書を所長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 利用者は、管理者が指示した事項に留意し、常に善良な利用者としての注意をもって利用し、許可書に記載された利用目的以外の目的で利用してはならない。

(利用の不許可)

第6条 所長は、次の各号に該当すると認められる場合は、施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序及び善良な風俗に反するおそれのあるとき。
- (2) 施設の管理上、特に支障があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、所長が利用させることを不適當と認めたとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 所長は、第5条の規定により利用の許可を受けた者であっても次の各号に該当する場合は、その許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 第5条第2項の規定による利用条件に反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、所長が施設の管理上、特に支障があると認めたとき。

(使用料)

第8条 利用者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、教育委員会規則で定めるところにより、減額し、又は免除することができる。
- 3 使用料は、特別の事情がある場合を除き、前納しなければならない。
- 4 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用することができないときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、施設の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年9月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の麻生町立町民柔剣道場の設置及び管理に関する条例(昭和48年麻生町条例第16号)、麻生町町民運動広場の設置、管理及び職員に関する条例(平成5年麻生町条例第5号)、北浦町社会体育施設の設置及び管理に関する

条例(平成5年北浦村条例第22号)又は玉造町町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和52年玉造町条例第18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第15号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第17号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第4号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第25号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第8号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第10号)

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第31号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の行方市社会体育施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の行方市社会体育施設条例第5条第1項の許可その他の行為は、施行日前にお

いても行うことができる。

別表第1(第2条関係)

(平22条例4・平23条例25・平25条例36・平28条例31・令2条例32・一部改正)

| 名称  |          | 位置            |
|-----|----------|---------------|
| 行方市 | 体育館      | 行方市南269番地1    |
| 麻生運 | 弓道場      |               |
| 動場  | 多目的グラウンド | 行方市島並1257番地4  |
| 行方市 | 体育館      | 行方市山田2175番地   |
| 北浦運 | 第1グラウンド  |               |
| 動場  | テニスコート   |               |
|     | クロッケーコート |               |
|     | ゆうゆう広場   |               |
|     | 第2グラウンド  | 行方市山田3064番地   |
| 行方市 | テニスコート   | 行方市玉造甲3190番地  |
| 玉造運 | 浜球場      | 行方市浜2454番地    |
| 動場  | 泉球場      | 行方市玉造甲3251番地1 |

別表第2(第8条関係)

(令2条例32・全改)

1 行方市麻生運動場施設使用料

(単位 円)

| 施設名 |     |             | 単位    | 1時間当たりの使用料 |       |    |    |
|-----|-----|-------------|-------|------------|-------|----|----|
|     |     |             |       | 市内         | 市外    | 照明 |    |
|     |     |             |       |            |       | 市内 | 市外 |
| 体育館 | アーナ | ハンドボールコート   | 1面    | 2,000      | 3,000 |    |    |
|     |     | テニスコート      | 1面    | 2,000      | 3,000 |    |    |
|     |     | バスケットボールコート | 1面当たり | 1,000      | 1,500 |    |    |
|     |     | バレーボールコート   | 1面当たり | 700        | 1,050 |    |    |
|     |     | バドミントンコート   | 1面当たり | 500        | 750   |    |    |

|                      |            |                  |            |       |       |       |       |
|----------------------|------------|------------------|------------|-------|-------|-------|-------|
|                      |            |                  | り          |       |       |       |       |
|                      |            | 上記, 面当たりの使用      | 半面         | 1,000 | 1,500 |       |       |
|                      |            | にかかわらず専用する<br>場合 | 全面         | 2,000 | 3,000 |       |       |
|                      |            | 卓球台              | 1 台当た<br>り | 200   | 300   |       |       |
|                      |            | トレーニングルーム        | 1 人当た<br>り | 200   | 300   |       |       |
|                      |            |                  | 団体利用       | 1,000 | 1,500 |       |       |
|                      |            | 会議室              |            | 300   | 500   |       |       |
|                      | 弓道場        |                  | 1 人当た<br>り | 200   | 300   |       |       |
|                      |            |                  | 団体利用       | 700   | 1,050 |       |       |
| 多目<br>的グ<br>ラウ<br>ンド | テニスコート     |                  | 1 面当た<br>り | 500   | 750   | 500   | 750   |
|                      | フットサルコート   |                  | 1 面当た<br>り | 1,000 | 1,500 | 500   | 750   |
|                      | 8人制サッカーコート |                  | 全面         | 2,000 | 3,000 | 1,000 | 1,500 |
|                      | 多目的広場      |                  | 全面         | 2,000 | 3,000 | 1,500 | 2,400 |
|                      |            |                  | 半面         | 1,000 | 1,500 | 800   | 1,200 |

## 2 行方市北浦運動場施設使用料

(単位 円)

| 施設名     |          |                 | 単位         | 1 時間当たりの使用料 |       |    |  |
|---------|----------|-----------------|------------|-------------|-------|----|--|
|         |          |                 |            | 市内          | 市外    | 照明 |  |
|         |          | 市内              | 市外         |             |       |    |  |
| 体育<br>館 | アリ<br>ーナ | 半面              |            | 700         | 1,050 |    |  |
|         |          | 全面              |            | 1,400       | 2,100 |    |  |
|         |          | バスケットボールコー<br>ト | 1 面当た<br>り | 700         | 1,050 |    |  |
|         |          | バドミントンコート       | 1 面当た      | 300         | 450   |    |  |

|                |           |       |       |       |     |       |
|----------------|-----------|-------|-------|-------|-----|-------|
|                |           | り     |       |       |     |       |
|                | バレーボールコート | 1面当たり | 700   | 1,050 |     |       |
|                |           | り     |       |       |     |       |
|                | 卓球台       | 1台当たり | 200   | 300   |     |       |
|                |           | り     |       |       |     |       |
|                | 会議室       |       | 200   | 300   |     |       |
|                | トレーニングルーム |       | 200   | 300   |     |       |
| 第1グラウンド(フィールド) |           | 全面    | 2,000 | 3,000 |     |       |
|                |           | 半面    | 1,000 | 1,500 |     |       |
| 第1グラウンド(トラック)  |           |       | 500   | 750   |     |       |
| 第2グラウンド        |           | 全面    | 800   | 1,200 | 800 | 1,200 |
|                |           | 半面    | 400   | 600   | 400 | 600   |
| テニスコート         |           | 1面当たり | 500   | 750   | 500 | 750   |
|                |           | り     |       |       |     |       |
| クロッケーコート       |           |       | 200   | 300   |     |       |
| ゆうゆう広場         |           |       | 無料    | 無料    |     |       |

### 3 行方市玉造運動場施設使用料

(単位 円)

| 施設名    | 単位    | 1時間当たりの使用料 |     |     |     |
|--------|-------|------------|-----|-----|-----|
|        |       | 市内         | 市外  | 照明  |     |
|        |       |            |     | 市内  | 市外  |
| テニスコート | 1面当たり | 500        | 750 | 300 | 450 |
|        | り     |            |     |     |     |
| 浜球場    | 1面当たり | 400        | 600 |     |     |
|        | り     |            |     |     |     |
| 泉球場    | 1面当たり | 400        | 600 |     |     |
|        | り     |            |     |     |     |

#### 備考

- 1 市内とは、市内在住者又は市内に勤務する者をいう。
- 2 トレーニングルームの利用者は、回数券を用いて使用料を納付することができる。

3 回数券の種類及び金額は、次のとおりとする。

(1) 200円券(11枚つづり) 2,000円

(2) 300円券(11枚つづり) 3,000円

○行方市玉造B&G海洋センター条例

平成17年9月2日

条例第79号

改正 平成19年3月13日条例第17号

平成20年3月10日条例第17号

令和2年12月21日条例第33号

注 令和2年12月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 海洋性スポーツレクリエーションを通じて、住民の福祉の増進及びたくましい精神力と豊かな人間性、英知みなぎる青少年の育成を図るため、行方市玉造B&G海洋センター(以下「海洋センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 海洋センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称             | 位置    |              |
|----------------|-------|--------------|
| 行方市玉造B&G海洋センター | 体育館   | 行方市玉造甲3185番地 |
|                | 水泳プール |              |
|                | 艇庫    | 行方市沖洲14番地    |

(管理及び運営)

第3条 海洋センターの管理及び運営は、行方市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

(職員)

第4条 海洋センターに所長及び必要な職員を置く。

2 所長は、社会体育施設管理事務所長を充てる。

(利用の許可)

第5条 海洋センターを利用しようとする者は、あらかじめ所長の許可を受けなければならない。

2 所長は、前項の許可に海洋センターの管理運営上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第6条 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、海洋センターの利用を許可しないことができる。

(1) 管理運営上支障があるとき。



(2) 利用させることが適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 所長は、海洋センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、海洋センターの利用許可を取り消し、若しくは利用を制限し、又は停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) 許可を受けた目的以外に利用しようとすることが明らかになったとき。

(3) 所長の指示に従わないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めたとき。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。

(使用料の減免)

第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公益を目的とするものであるとき。

(2) その他減額し、又は免除することが適当と認めるとき。

(使用料の不還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて海洋センターの利用を中止した場合においては、既に納付した使用料の全部又は一部を還付することができる。

(令2条例33・一部改正)

(損害賠償)

第11条 利用者が、故意又は自己の責めに帰すべき理由により施設又は附属物件若しくは器具等を滅失し、又は損傷したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の玉造町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例(昭和60年玉造町条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年条例第17号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第17号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の行方市玉造B&G海洋センター条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の行方市玉造B&G海洋センター条例第5条第1項の許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別表(第8条関係)

(令2条例33・全改)

行方市玉造B&G海洋センター使用料

1 体育館

(単位 円)

| 利用区分      |             | 単位    | 1時間当たりの使用料 |       |
|-----------|-------------|-------|------------|-------|
|           |             |       | 市内         | 市外    |
| ミーティングルーム |             |       | 300        | 450   |
| 体育館       | 半面          |       | 600        | 900   |
|           | 全面          |       | 900        | 1,350 |
|           | バレーボールコート   | 1面当たり | 600        | 900   |
|           | バスケットボールコート | 1面当たり | 900        | 1,350 |

|     |           |       |     |     |
|-----|-----------|-------|-----|-----|
|     | バドミントンコート | 1面当たり | 300 | 450 |
|     | 卓球台       | 1台当たり | 200 | 300 |
| 柔道場 |           | 1面当たり | 300 | 450 |
| 剣道場 |           | 1面当たり | 300 | 450 |

## 2 水泳プール

(単位 円)

| 区分     | 使用料(単位時間) |     | 備考  |
|--------|-----------|-----|---|
|        | 市内        | 市外  |   |
| 小・中学生  | 200       | 300 | 単位時間帯は、<br>9：00～12：00<br>13：00～17：00<br>17：00～19：30<br>とする。 |
| 高校生・一般 | 300       | 450 |   |

## 3 舟艇

(単位 円)

| 種別  | 使用料(1艇1時間当たり) |        |       |        |
|-----|---------------|--------|-------|--------|
|     | 市内            |        | 市外    |        |
|     | 小・中学生         | 高校生・一般 | 小・中学生 | 高校生・一般 |
| 各舟艇 | 100           | 200    | 150   | 300    |

備考 市内とは、市内在住者又は市内に勤務する者をいう。

○行方市立学校体育施設開放事業に関する条例

令和2年12月21日

条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条の規定に基づき、市民のスポーツ・レクリエーション活動推進を目的として、学校教育に支障のない限り、行方市立小学校及び中学校(以下「小・中学校」という。)の体育施設を市民の利用に供すること(以下「開放事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理事務及び責任)

第2条 開放事業は、行方市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

2 小・中学校の校長は、開放事業に伴う管理上の責任を負わないものとする。

(開放施設)

第3条 開放事業の対象となる体育施設(以下「開放施設」という。)は、小・中学校の運動場(各種コートを含む。)及び体育館とする。

(利用の許可)

第4条 開放事業を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けた団体とする。

2 前項の許可には、施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 利用者は、教育委員会が指示した事項に留意し、常に善良な利用者として注意を持って利用しなければならない。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を許可しない。

(1) 公の秩序及び善良な風俗に反するおそれのあるとき。

(2) 施設の管理運営及び学校教育に支障があるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が利用させることを不相当と認めたとき。

(許可の取消し)

第5条 教育委員会は、前条の規定により許可を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序及び善良な風俗に反するおそれのあるとき。

(2) 施設の管理運営及び学校教育に支障があるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が利用させることを不相当と認めたとき。

(使用料)

第6条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、教育委員会規則で定めるところにより、減額し、又は免除することができる。

3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用することができないときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による開放事業の利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第6条関係)

(単位：円)

| 施設の区分      | 使用料(1時間当たり) | 備考                          |
|------------|-------------|-----------------------------|
| 体育館(全面)    | 400         |                             |
| 体育館(半面)    | 200         |                             |
| グラウンド      | 200         | 照明を使用した場合は、1時間当たり400円を加算する。 |
| 野球場        | 200         |                             |
| テニスコート(1面) | 100         |                             |

備考 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間扱いとする。

○行方市立学校体育施設開放事業に関する条例施行規則

令和2年12月21日

教育委員会規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、行方市立学校体育施設開放事業に関する条例(令和2年行方市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開放の日時)

第2条 開放施設(条例第3条に規定する「開放施設」をいう。以下同じ。)の開放の日時は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が特段の事情があると認める場合には、開放の日時を変更することができる。

(利用の申請及び許可)

第3条 条例第4条に基づく開放事業の利用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、行方市立学校施設利用申請書(様式第1号)に所定の事項を記載し、行方市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請を行い、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請者は、原則として、スポーツ安全協会傷害保険又は同等の保険に加入している団体とする。

3 教育委員会は、第1項の申請を審査し、支障がないと認めるときは、行方市立学校施設利用許可書(様式第2号)に必要事項を記載の上、申請者に交付するものとする。

(利用者の責任)

第4条 開放施設並びにこれに伴う設備及び備品を故意又は過失により毀損し、又は亡失したときは、利用者が弁償の責任を負う。

2 開放施設の利用上において生じた事故災害については、利用者の責任とする。ただし、施設の瑕疵による事故は、この限りでない。

(使用料)

第5条 条例第6条の使用料は、利用券(様式第3号)によって納付することができる。

2 前項の規定に基づき利用券により納付する場合には、使用した日に使用施設の管理日誌(様式第4号)に利用券を張り付けることで、使用料の納付を完了したものとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第6条第2項の規定による使用料の減免については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により、生活扶助等を受けているものが利用するとき 免除
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者が利用するとき 免除
- (3) 市が利用する場合 免除
- (4) 教育委員会が認める社会教育団体はその目的遂行のために事業を行う場合 減額又は免除
- (5) その他特に教育委員会が必要と認めた場合 減額又は免除  
(使用料の還付)

第7条 条例第6条第3項ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 非常災害その他利用者の責めに帰することができない事由により、利用できなかったとき。
- (2) 利用開始3日前までに利用の取消しを申し出たとき。
- (3) その他相当の理由があると教育委員会が認めたとき。  
(公平な利用の促進)

第8条 開放施設の公平な利用促進のため、教育委員会は次の各号のいずれかの規定に該当するときは、利用の制限又は許可の取消しを行うことができるものとする。

- (1) 第3条に基づく利用の申請を行ったにも関わらず、教育委員会に報告することなく利用することがなかったとき。
- (2) 明らかに開放施設の占有を目的として申請及び施設の予約等を行っていると教育委員会が認めたとき。  
(経費の負担)

第9条 開放施設の補修費は、教育委員会が負担する。ただし、消耗品(ボール等)は、利用者の負担とする。

(運営協議会)

第10条 教育委員会は、開放施設ごとに学校体育施設開放運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置くことができる。

2 運営協議会は、学校開放の運営方法について、教育委員会に意見を述べるものとする。

(管理責任者)

第11条 学校開放における適正な利用を図るため、開放校ごとに管理責任者を置く。

2 管理責任者は、教育長又は教育長が指定する者をもって充てる。

(管理指導員)

第12条 開放施設の適正な利用を図るため、開放校ごとに管理指導員を置く。

2 管理指導員は、教育委員会が利用者の中から選任する。

3 管理指導員の任期は1年とする。ただし、補欠管理指導員の任期は、前任者の残任期期間とする。

4 管理指導員は、教育委員会の指示を受け、開放施設の管理、利用者の安全確保及び指導に当たるものとし、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 開放施設の団体利用に係る指導

(2) 利用者に対する規則その他で定められた利用の仕方に係る指導

(3) 利用者の求めに応じた簡易なスポーツ及びレクリエーションの指導

(4) その他教育長が必要と認める事項

5 管理指導員は、学校開放の時間内において、次の各号に掲げる責任を負うものとする。

(1) 規則その他で規定された事項を遵守させること。

(2) 開放施設内における事故等について速やかに教育委員会に報告すること。

6 管理指導員は、非常勤とし、原則として無給とする。

(その他)

第13条 学校開放の実施に関する事務は、教育委員会において処理をする。

2 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(行方市立学校体育施設開放事業運営に関する規則の廃止)

2 行方市立学校体育施設開放事業運営に関する規則(平成17年行方市教育委員会規則第35号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

| 施設の区分 | 開放する日 | 開放する時間     |               |
|-------|-------|------------|---------------|
|       |       | 平日         | 休校日           |
| 開放施設  | 毎日    | 午後6時～午後10時 | 午前8時30分～午後10時 |

備考 12月28日から1月4日までの期間は、開放しないものとする



## 行方市立学校施設利用申請書

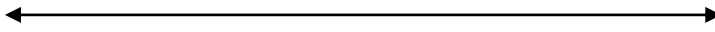
|   |     |                           |           |                          |
|---|-----|---------------------------|-----------|--------------------------|
| 行方市教育委員会 殿                                |     | 申請年月日                     | 令和 年 月 日  |                          |
| 団体名                                       |     |                           |           |                          |
| 申請者                                       | 氏名  | 印                         | 電話        | 自宅                       |
|   |     |                           |           | 携帯                       |
|   | 住所  | 〒 -                       |           |                          |
| 代表者                                       | 氏名  | 年齢                        | 電話        | 自宅                       |
|   |     |                           |           | 携帯                       |
|   | 住所  | 〒 -                       |           |                          |
| 利用学校名                                     |     | 行方市立 学校 体育館 (全面・片面)・グラウンド |           |                          |
| 利用日時                                      |     | 月日                        | 月 日 ~ 月 日 |                          |
|   |     | 曜日                        | 曜日<br>曜日  | 時間                       |
|   |     |                           | 時 分 ~ 時 分 | 時 分 ~ 時 分                |
| 利用目的                                      |     |                           |           |                          |
| 利用器具                                      |     |                           |           |                          |
| 利用予定人員                                    |     | (男性 名・女性 名) 計 名           |           |                          |
| 管理指導員<br><small>(代表者以外の方<br/>を記入)</small> | 氏名  | 年齢                        | 電話        | 自宅                       |
|   |     |                           |           | 携帯                       |
|   | 住所  | 〒 -                       |           |                          |
| 備考  |     |                           |           |                          |
| ※許<br>可                                   | 年月日 | 令和 年 月 日                  |           | 行方市教育委員会<br>生涯学習課スポーツ推進室 |
|   | 番号  | 第 号                       |           |                          |
|   | 条件  |                           |           |                          |

## 行方市立学校施設利用許可書

|   |                          |          |          |                      |
|---|--------------------------|----------|----------|----------------------|
| 行方市教育委員会                                  |                          | 申請年月日    | 令和 年 月 日 |                      |
| 団体名                                       |                          |          |          |                      |
| 申請者                                       | 氏名                       | 印        | 電話       | 自宅                   |
|   |                          |          |          | 携帯                   |
|   | 住所                       | 〒 -      |          |                      |
| 代表者                                       | 氏名                       | 年齢       | 電話       | 自宅                   |
|   |                          |          |          | 携帯                   |
|   | 住所                       | 〒 -      |          |                      |
| 利用学校名                                     | 行方市立 学校 体育館(全面・半面)・グラウンド |          |          |                      |
| 利用日時                                      | 月日                       | 月 日～ 月 日 |          |                      |
|   | 曜日                       | 曜日<br>曜日 | 時間       | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 |
|   |                          |          |          |                      |
| 利用目的                                      |                          |          |          |                      |
| 利用器具                                      |                          |          |          |                      |
| 利用予定人員                                    | (男性 名・女性 名) 計 名          |          |          |                      |
| 管理指導員<br><small>(代表者以外の方<br/>を記入)</small> | 氏名                       | 年齢       | 電話       | 自宅                   |
|   |                          |          |          | 携帯                   |
|   | 住所                       | 〒 -      |          |                      |
| 備考  |                          |          |          |                      |
| ※許可                                       | 年月日                      | 令和 年 月 日 |          |                      |
|   | 番号                       | 第 号      |          |                      |
|   | 条件                       |          |          |                      |
| 行方市教育委員会<br>生涯学習課スポーツ推進室                  |                          |          |          |                      |

様式第3号(第5条関係)

4センチメートル



|               |     |
|---------------|-----|
| 学校施設利用券       | No. |
| ¥             |     |
| この券は再発行いたしません |     |
| 行方市教育委員会      |     |



2  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

様式第4号(第5条関係)

|   |  |     |                |
|---|--|-----|----------------|
| 利用団体名   |  |     |                |
| 代表者名  |  |     |                |
| 利用日   | 令和   | 年   | 月 日            |
| 利用時間  | 午前<br>午後   | 時 分 | ～ 午前<br>午後 時 分 |
| 利用者数  | 大人   | 人   | 中学生<br>以下 人    |
| 使用代表者は、右の<br>確認事項について<br>責任を持って<br>チェックして下さ<br>い。 | 確認(点検)事項   |     | チェック欄          |
|   | ① 使用した用具類は所定の場所へ戻しましたか。  |     |                |
|   | ② 使用した施設の清掃は終わりましたか。<br>・モップ(トンボ)がけ等をしましたか。 ・トイレを汚した場合は掃除をしましたか。 |     |                |
|   | ③ 窓・扉は全部閉めましたか。  |     |                |
|   | ④ ゴミの散乱はありませんか。(ゴミは各自で持ち帰って下さい)                                  |     |                |
|   | ⑤ 忘れ物等はありませんか。   |     |                |
|   | ⑥ 使用した施設の照明等は消しましたか。(用具庫・トイレ等)                                   |     |                |
| 使用料貼付欄  |  |     |                |